



# 埼玉県報

第 723 号  
令和 8 年(2026 年)  
5 月 29 日  
金曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例のあらまし（文書課）

### 条例

- 地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（文書課）

### 管理規程

- 埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程（公営企業・財務課）
- 埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程（下水道管理課）
- 埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

### 告示

- 包括外部監査契約に関する告示（行政・デジタル改革課）
- 埼玉県市町村共同クラウド基盤・ネットワーク提供業務委託に関する契約の相手方等の公示（情報システム戦略課）
- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 平成 22 年埼玉県告示第 526 号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第 1 の知事が別に定める額）の一部を改正する告示（福祉政策課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 秩父用水土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 浦和警察署ほか 48 施設で使用する電気に関する入札公告（会計課）
- 捜査支援システム 2026 の賃貸借に関する落札者等の公示（施設課）
- 県道長瀬児玉線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県道長瀬児玉線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 一般国道 462 号の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 一般国道 125 号の供用の開始（行田県土整備事務所）

## 正誤

- 埼玉県労働委員会告示第 2 号中訂正（審査調整課）

## 本号で公布された条例のあらまし

地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉県条例第三十一号）（文書課）

### 一 趣旨

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、規定の整備をするための

改正

### 二 内容

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、次の条例中の同法及び同令の引用部分について規定の整備を行う。

- (一) 埼玉県監査委員条例（昭和三十五年埼玉県条例第十八号）
- (二) 埼玉県公営企業の設置等に関する条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）
- (三) 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例（昭和三十六年埼玉県条例第四十二号）
- (四) 埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十号）
- (五) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年埼玉県条例第七号）
- (六) 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年埼玉県条例第七号）

### 三 施行期日

令和八年九月二十四日

## 条 例

地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和八年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第三十一号

地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(埼玉県監査委員条例の一部改正)

第一条 埼玉県監査委員条例(昭和三十五年埼玉県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

(埼玉県公営企業の設置等に関する条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

一 埼玉県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十三号) 第十一条

二 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例(昭和五十六年埼玉県条例第四十二号) 第七条

三 埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例(平成二十一年埼玉県条例第七十号) 第七条

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第三条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年埼玉県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二百四十三条の二の八」を「第二百四十三条の二の九」に改める。  
(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第四条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年埼玉県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に、「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改め、同条第一号中「第七十三条の四第一項第一号」を「第七十三条の五第一項第一号」に改め、同条第二号中「第七十三条の四第一項第二号」を「第

百七十三条の五第一項第二号」に改める。

附 則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第十一号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年五月二十九日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第四百十条の二中「第二百四十三条の二の八第一項」を「第二百四十三条の二の九第一項」に改める。

第四百十条の三第一項中「第二百四十三条の二の八第一項各号」を「第二百四十三条の二の九第一項各号」に改める。

附 則

この規程は、令和八年九月二十四日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第十二号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年五月二十九日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第四財務課の項一号管理者決裁事項の欄 8 中「第二百四十三条の二の八」を「第二百四十三条の二の九」に改め、同欄 9 中「第二百四十三条の二の八」を「第二百四十三条の二の九」に改める。

附 則

この規程は、令和八年九月二十四日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第四号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年五月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第百九十二条中「第二百四十三条の二の八第一項」を「第二百四十三条の二の九第一項」に改める。

第百九十三条第一項中「第二百四十三条の二の八第一項各号」を「第二百四十三条の二の九第一項各号」に改める。

附 則

この規程は、令和八年九月二十四日から施行する。

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第五号

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年五月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第二条第二項」を「第二条第二項及び第三項」に改める。

別表第二第十八号管理者決裁事項の欄 8 中「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改め、同欄 9 中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和八年九月二十四日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第三百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和八年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 契約の相手方の氏名及び住所

井上 正之

埼玉県さいたま市浦和区岸町三丁目十三番十六号

二 契約の期間の始期

令和八年四月一日

三 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

四 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、契約で定めるところにより概算払とすることができる。

## 告 示

### 埼玉県告示第三百九十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県市町村共同クラウド基盤・ネットワーク提供業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課県民サービス・システム共同化担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号 J P タワー

5 契約金額

1,995,663,695円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

## 告示

### 埼玉県告示第三百九十一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和八年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 試験種目

第二回二等陸・海・空士（任期制自衛官）採用試験

#### 二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しない者

#### 三 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/>）において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合  
各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

#### 四 募集期間

令和八年六月一日（月）から令和八年六月三十日（火）まで

#### 五 試験科目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

#### 六 試験期日

イ 筆記試験及び適性検査（Web試験方式）

令和八年七月十日（金）から同月十二日（日）までの間の任意の一日

ロ 口述試験及び身体検査

令和八年七月十八日（土）から同月二十日（月）までの間の一日を指定

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地

八 採用予定時期

イ 令和八年八月下旬から同年九月下旬のうち指定する日

ロ 令和八年十一月下旬の指定する日

ハ 令和九年三月下旬から同年四月上旬のうち指定する日

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階

自衛隊埼玉地方協力本部

（電話〇四八―八三一―六〇四三）

（ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>）

（電子メール [hq1-saitama-pco@inet.gsdf.mod.go.jp](mailto:hq1-saitama-pco@inet.gsdf.mod.go.jp)）

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

（電話〇四八―六五一―二四二〇）

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

（電話〇四―二九二三―四六九一）

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

（電話〇四八―四六六―四四三五）

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

（電話〇四八―五二二―四八五五）

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

（電話〇四九四―二二―六一五七）

## 告 示

### 埼玉県告示第三百九十二号

吉川市から越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第三百九十三号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額）の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から施行する。

令和八年五月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

表診療及び検査の項金額の欄中「二、三一〇円」を「二、五〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二八〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、一六〇円」に、「九一〇円」を「一、〇六〇円」に改める。

# 告示

## 埼玉県告示第三百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和八年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
熊谷市休日・夜間急患診療所	熊谷市	熊谷市石原三―二七	令和八年四月一日
所沢さとう耳鼻咽喉科	佐藤 陽一郎	所沢市くすのき台二―一四―五 五グランエミオ所沢一F	令和八年五月一日
にしとこ泌尿器科	平沼 俊亮	所沢市西所沢一―一九―二〇 proceed Nishitokorozawa一〇〇号室 (一階)	令和八年五月一日
春日部大西毎日腎クリニック	大西 剛史	春日部市緑町四―一四―一八	令和八年三月十六日
佐野医院	佐野 達郎	鴻巣市松原一―三―一七	令和八年四月一日
医療法人社団やよい会 草加・見沼代親水公園腎透析クリニック	医療法人社団やよい会	草加市遊馬町中沼一―二―一	令和八年五月一日

草加すずのきクリ ニック	医療法人大壮会	草加市高砂二―一七―三二	令和八年四月 一日
むさしメデイカル リニック	南 三郎	新座市片山三―一―二	令和八年五月 一日
新座すずのきクリ ニック	医療法人大壮会	新座市野火止六―三―二三	令和八年四月 一日
すずのきメンタル ケアクリニック	医療法人大壮会	久喜市久喜中央二―七―二〇	令和八年四月 一日
つむぎクリニック	穂積 淳	八潮市二丁目二二〇―三グラ ンソフィア八潮EAST―	令和八年五月 一日
けやきこころのクリ ニックふじみ野	五十嵐 江美	富士見市ふじみ野西一―一七 ―三ハピネスビルふじみ野五 ―	令和八年四月 一日
医療法人財団東京 勤労者医療会 さと協立診療所	医療法人財団東 京勤労者医療会	三郷市田中新田二七三―一	令和八年四月 一日
医療法人社団優青 会 あおぞらクリ ニック	医療法人社団優 青会	幸手市緑台一―三―一四増田 第七ビル二〇三号室	令和八年四月 一日
吉川美南の内科と 整形外科	医療法人社団 靖優会	吉川市美南三―一四―一	令和八年五月 一日
みわのえ整形外科	医療法人みわの え会	吉川市三輪野江四六〇	令和八年四月 一日
ふじみ野泌尿器科	日暮 太朗	ふじみ野市亀久保三―一〇― 一〇	令和八年五月 一日

医療法人社団彩明 会 所沢デンタル クリニック	医療法人社団彩 明会	所沢市狭山ケ丘一―三〇〇三令和八年五月 ―七かわらビル二〇三号室 一日	八潮市茜町一―三―二パーク令和八年四月 コートケンエイⅡ一〇二 一日	ふじみ野市霞ケ丘一―二―二令和八年五月 七ココネ上福岡二〇四 一日	在宅支援くにたま 薬局	メデイス株式 会社	熊谷市河原町一―四〇リヴェ ールコート一―B号室 一日	所沢市くすのき台一―一四―令和八年五月 五グランエミオ所沢一階 一日	防衛医学振興会薬 局	株式会社アイン ファーマシーズ 四	所沢市並木三―一―一〇令和八年四月 一日	みよの台薬局 児 玉店	総合メディカル 株式会社	本庄市児玉町児玉五九四―二 一日	令和八年四月 一日	めぐみ堂薬局	工藤 武人	春日部市南五―一―五 一日	令和八年五月 一日	ハロー薬局 上尾 店	株式会社ハロー コーポレーショ ン	上尾市今泉四―八―二一 一日	令和八年五月 一日	ホッペ薬局 本町 店	株式会社新成堂 ホールディング ス	上尾市本町六―八―二二 一日	令和八年四月 一日
-------------------------------	---------------	--	---------------------------------------	--------------------------------------	----------------	--------------	--------------------------------	---------------------------------------	---------------	-------------------------	-------------------------	----------------	-----------------	---------------------	--------------	--------	-------	------------------	--------------	---------------	-------------------------	-------------------	--------------	---------------	-------------------------	-------------------	--------------

ホッペ薬局浅間台店	株式会社新成堂	上尾市浅間台三二八―二一	令和八年四月一日
さんくす薬局 原市店	総合メデイカル株式会社	上尾市原市中三―一―八	令和八年四月一日
クリエイト薬局 入間宮寺店	株式会社クリエイトエス・デイ	入間市宮寺四一九八	令和八年五月一日
LOHAS薬局	株式会社メデイカルワーク	新座市片山三―一―一―三	令和八年五月一日
ドラッグセイムス久喜薬局	株式会社富士薬品	久喜市久喜東一―一五―三〇	令和八年五月一日
よつば薬局	アポクリート株式会社	富士見市鶴馬二六〇五―一〇 えり美ビル一階	令和八年四月一日
つばさ薬局	アポクリート株式会社	L・Radice一階	令和八年四月一日
かもめ薬局	株式会社かもめ薬局	鶴ヶ島市五味ヶ谷一三三四―七	令和八年五月一日
セキ薬局 吉川店	株式会社セキ薬品	吉川市栄町八九六	令和八年三月二十六日
こま薬局	アポクリート株式会社	ふじみ野市駒林元町二―一―三九 プリベントT・Sビル一階	令和八年四月一日
カイエー薬局	アポクリート株式会社	ふじみ野市上福岡一―九―二	令和八年四月一日

あおいカイエー薬局	アポクリート株式会社	ふじみ野市旭一―一八―三二	令和八年四月一日
あおぞら薬局	アポクリート株式会社	―二六	令和八年四月一日
みよし薬局	アポクリート株式会社	入間郡三芳町藤久保一四―二	令和八年四月一日
エール薬局	株式会社ここから	本庄市早稲田の杜三―一四―二三	令和八年四月一日
コンパス訪問看護春日部	リハプライム株式会社	春日部市粕壁五六二六―一	令和八年五月一日
てら訪問看護ステーション	terra合同会社	春日部市大場一〇五一―四リ ヒトライフ侑里武里二階二〇 二号室	令和八年二月一日
訪問看護ステーション ウェルビー	ウエルビーナーシング株式会社	春日部市一ノ割一―七―二七	令和八年五月一日
春日部一ノ割			
いちか訪問看護ステーション	株式会社Spin	北本市西高尾四―一九八―二	令和八年五月一日
ワン, S訪問看護ステーション	株式会社ワン, S	熊谷市船木台二―二―一〇	令和八年五月一日
ひまり訪問看護ステーション	株式会社Longevity	草加市谷塚町一一八九	令和八年五月一日
あいのわ訪問看護ステーション	株式会社AiWellia	上尾市浅間台四―一二―一三 スマイルハウス二階	令和八年四月一日

つむぐ訪問看護ステーション	株式会社楓	飯能市川寺四一―五ロイヤルレジデンス二〇三号室	令和八年五月一日
はん訪問看護ステーションひがしまつやま	医療法人千清会	東松山市本町二―二―三五チユーブプレイス二〇五号室	令和八年五月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
後藤 瞳		訪問鍼灸按摩アットウオーミー八王子	東京都八王子市石川町七〇二―一	令和八年四月一日
関田 桂子		株式会社アメニティーサービス鍼灸マッサージ治療院	東京都練馬区豊玉上一―六	令和八年二月十七日
古賀 響		江古田鍼灸院	東京都練馬区豊玉上―六 ―六シャトルハイツ豊玉一〇	令和八年三月一日
須崎 暖日		ハートフル鍼灸マッサージ院	さいたま市桜区西堀八―一四	令和八年四月一日

# 告示

## 埼玉県告示第三百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和八年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
蕨駅前整形外科	名称	おくだ整形外科・内科	蕨駅前整形外科
L e M o n みんなの病院	名称	医療法人慈公会 公平病院	L e M o n みんなの病院
波多野内科・脳神経外科クリニック	名称 開設者名称	医療法人社団波多野医院 医療法人社団波多野医院	波多野内科・脳神経外科 クリニック 医療法人社団義心会
パル薬局弥生町店	名称	コスモ薬局	パル薬局弥生町店
パル薬局けやき台店	名称	コスモ薬局 けやき台店	パル薬局けやき台
ケイワ薬局 狭山店	開設者名称	株式会社ミルキーファーマシー	株式会社ミルキーマリー ンホールディングス

ひのき薬局 戸田店	開設者名称	株式会社ミルキーファーマシー	株式会社ミルキーマリインホールディングス
訪問看護ステーションじん	所在地	戸田市新曾六八三―一メゾンエメラルド二〇三	蕨市錦町一―九―一プルランドールJIN二〇一
心の訪問看護ステーション向日葵―熊谷―	所在地	熊谷市籠原南三―二九八	熊谷市新堀一二七八―二エトアルN A O一階一〇六号

二 指定施術機関

氏名	田中 悠理		変更前	変更後
変更事項	施術所		変更前	変更後
	所在地	名称		
	ル三階	さいたま市大宮区大成町三―三三九―二光ビル	ひかり訪問鍼灸マッサージ	ひかり訪問鍼灸マッサージ さいたま中央
	ル一階	さいたま市大宮区大成町三―三三七岸ビル		

# 告示

## 埼玉県告示第三百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和八年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
医療法人財団東京勤労者医療会みさと協立病院	三郷市田中新田二七三―一	令和八年三月三十一日
はらだクリニック	所沢市東所沢三―九―一三	令和八年三月三十一日
肥田医院	草加市谷塚町一一九三―五	令和八年三月三十一日
草加すずのきクリニック	草加市高砂二―一七―三二	令和八年三月三十一日
指扇病院附属 笹目クリニック	戸田市笹目五―二〇―一〇	令和八年三月三十一日
熊谷市休日・夜間急患診療所	熊谷市大原一―五―三六	令和八年三月三十一日
ひろせこどもクリニック	朝霞市西弁財二―六―三四 ヴィラクレールⅡ一階	令和八年三月三十一日



アカシック吉川団地歯科	吉川市吉川団地一―七―一〇五日	令和八年三月二十日
歯科みらいクリニック 上藤沢	入間市上藤沢六四七―三	令和八年三月三十一日
林歯科クリニック	八潮市茜町一―三―二パークコートケン エイⅡ一〇二	令和八年三月三十一日
松本歯科医院	比企郡鳩山町今宿三二一	令和八年三月三十一日
市川歯科医院	上尾市上新梨子下七四一―一	令和八年三月三十一日
むらかみ歯科医院	草加市手代三―二一―一〇	令和八年四月九日
しのはら歯科医院	羽生市北一―一〇―二四	令和八年三月三十一日
みよし薬局	入間郡三芳町藤久保一四―二	令和八年三月三十一日
おおいカイエー薬局	ふじみ野市旭一―一八―三二	令和八年三月三十一日
カイエー薬局	ふじみ野市上福岡一―九―二八	令和八年三月三十一日
あおぞら薬局	ふじみ野市大井中央四―一四―二六	令和八年三月三十一日

こま薬局	ふじみ野市駒林元町二―一―三九 プリント・Sビル一階	令和八年三月三十 一日
ささめ薬局	戸田市笹目五―二〇―九	令和八年三月三十 一日
よつば薬局	富士見市鶴馬二六〇五―一〇えり美ビル 一F	令和八年三月三十 一日
つばさ薬局	富士見市鶴馬二六〇九―一六L・Rad ice一階	令和八年三月三十 一日
セキ薬局 吉川店	吉川市栄町八九六	令和八年三月二十 五日
ぐりむ薬局	東松山市松葉町一―一―三九	令和八年三月三十 一日
在宅支援くにたま薬局	熊谷市河原町一―四〇リヴェールコート 一―B号室	令和八年三月三十 一日
中央薬局三ヶ尻店	熊谷市三ヶ尻四八―二	令和八年三月三十 一日
ホッペ薬局 本町店	上尾市本町六―八―二二	令和八年三月三十 一日
ホッペ薬局 浅間台 店	上尾市浅間台三―二八―一	令和八年三月三十 一日
さんくす薬局 原市店	上尾市原市中三―一―八	令和八年三月三十 一日

みよの台薬局 児玉店	防衛医学振興会薬局	コスモ薬局 新座店
本庄市児玉町児玉五九四―二	所沢市並木三―一―一―一〇四	新座市東北一―六―二
令和八年三月三十一日	令和八年三月三十一日	令和八年三月三十一日

二 指定施術機関

氏名	住所		名称	所在地	廃止年月日
川原 萌子					
			在宅マッサージた んぽぽ西東京	東京都西東京市田無町 二―一三―一―一―三〇	令和八年四月十九日

# 告示

## 埼玉県告示第三百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和八年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
草加西口大腸肛門クリニック	草加市氷川町二一四四―一ア 1クプラザII三F	令和八年五月三十一日
松澤デンタルクリニック	所沢市青葉台一三四三―一	令和八年五月一日

# 告 示

## 埼玉県告示第三百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和八年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名 称	富士見こだまクリニック
所 在 地	ふじみ野市苗間一―九―三ル シーダール一〇二号室
休 止 年 月 日	令和八年四月一日

# 告示

## 埼玉県告示第三百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和八年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
並木地域包括支援センター	事業所所在地	所沢市中新井四三八	所沢市中新井三一二〇―三五―一〇七	介護予防支援

# 告示

## 埼玉県告示第四百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和八年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	介護老人保健施設 しょうわ		
所在地	春日部市下柳一〇 八八		
サービスの種類	介護老人保健施設	短期入所療養介護	通所リハビリテーション
廃止年月日	令和八年三月三十一日		

# 告 示

## 埼玉県告示第四百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和八年五月二十二日認可した。

令和八年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

秩父用水利地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県秩父市

## 告 示

### 埼玉県告示第四百二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

浦和警察署ほか48施設で使用する電気 契約電力8,410キロワット 予定使用電力量28,725,227キロワット時

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 供給期間

令和8年8月1日（土）から令和9年7月31日（土）まで。ただし、令和9年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 需要場所

浦和警察署ほか48施設

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第

41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度係 香崎 電話048-832-0110 内線2244

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年6月30日（火）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年6月29日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年6月30日（火）午前9時

50分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和8年6月30日（火）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和8年6月24日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和8年6月5日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書(案)による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required:

Electricity used at Urawa Police Station and 48 other facilities(Contract: 8,410kW Estimated kWh: 28,725,227kWh).

(3) Time - limit for tender By the electronic tender system; 9:50 a.m.

June 30, 2026 By registered mail; 5:00 p.m. June 29, 2026 In person; 9:50 a.m. June 30, 2026

(4) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance

Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2244

# 告 示

## 埼玉県告示第四百三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
捜査支援システム2026の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局施設課安全施設係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年4月13日
- 4 落札者の氏名及び住所  
FLCS株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額  
1,949,824,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和8年2月27日

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊藤 正 経

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 長瀬児玉線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>本庄市児玉町小平字下河原 九〇二番一地从先から 同市児玉町小平字桑木原 八二四番一地从先まで</p>			区 間
<p>一六・二三 三〇・四九</p>	<p>八・九九 一二・九二</p>	敷地の幅員 (メートル)	
<p>一七九・〇〇</p>	<p>一七五・二九</p>	延長 (メートル)	
			備 考

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊藤 正 経

路線名	県道長瀬児玉線
供用開始の区間	本庄市児玉町小平字下河原 九〇二番一地从先から 同市児玉町小平字桑木原 八二四番一地从先まで
供用開始の期日	令和八年五月二十九日
備考	令和八年五月二十九日付け埼玉県 本庄県土整備事務所長告示第六号 で告示した道路予定区域の供用開 始である。 延長一七九・〇〇メートル

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊藤 正 経

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道四百六十二号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>本庄市児玉町児玉字仲町 七三番一地先から 同市児玉町八幡山字鍛冶町 一九四番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部 分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和八年五月二十九日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十五年八月六日付け埼玉県 本庄県土整備事務所長告示第九号 及び令和二年四月二十四日付け埼 玉県本庄県土整備事務所長告示第 四号で告示した道路予定区域の一 部供用開始である。 延長三六五・六〇メートル</p>

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 柴 崎 進 一

路線名	一般国道百二十五号
供用開始の区間	羽生市大字町屋字本村二八六番地先から 羽生市大字神戸字前二四三番二地先まで
供用開始の期日	令和八年五月二十九日
備考	平成八年四月三十日付け埼玉県行田県土整備事務所長 告示第七六七号で告示した道路予定区域の供用開始で ある。延長八八六・五五メートル

正 誤

埼玉県労働委員会告示第二号（令和八年三月三十一日第七百六号）中訂正

ページ 行

一 前から七

誤

平成十三年埼玉県労働委員会告示第一号

正

平成十三年埼玉県地方労働委員会告示第一号

ページ 行

一 前から九

誤

第一条

正

第三条

ページ 行

一 前から十

誤

第四条

正

第六条

ページ 行

一 前から二十

告 示 正 規 誤 則